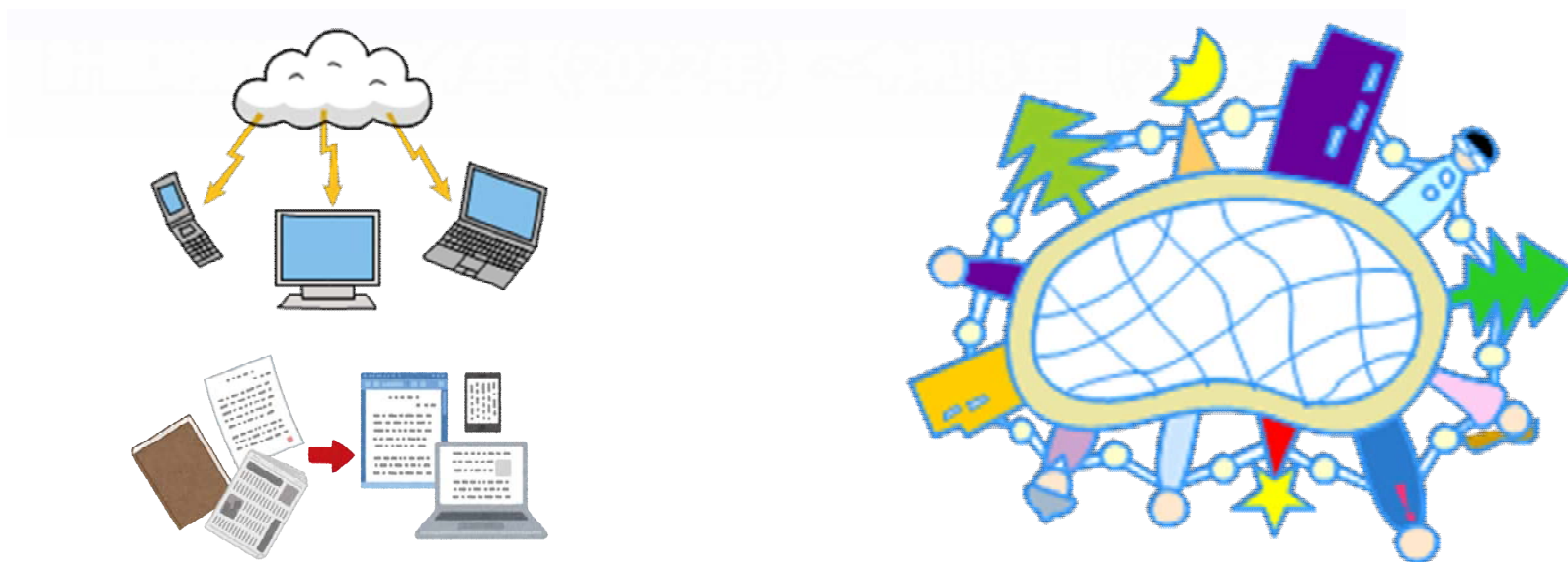


中之条町DX推進計画



推進期間：令和3年度～令和7年度



中之条町



目次

1	背景・目的	1
2	計画の位置付け・推進期間	3
3	推進体制	4
4	計画推進の基本方針	5
【方針1】町民の暮らしの利便性向上		
(1)	行政手続のオンライン化	6
(2)	マイナンバーカードの普及促進	7
(3)	行政サービスの向上	8
【方針2】行政運営の簡素化・効率化		
(1)	基幹系情報システムの標準化・共通化	9
(2)	AI・RPAの利用促進	10
(3)	内部情報系システムの合理化・適正化	11
(4)	テレワークの推進	12
(5)	ペーパーレス推進のための庁内環境整備	13
【方針3】地域社会の活性化		
(1)	デジタルデバイド対策	14
(2)	オープンデータの推進	15
(3)	地域社会のデジタル化の推進	16
【方針4】DXに対応したセキュリティ対策		
	セキュリティ対策の徹底	17

I 背景・目的

■社会的背景

情報通信技術(ICT)(※1)の急速な発展により、多くの人々がパソコンやスマートフォンなどから情報の取得や発信を行っており、ライフスタイルに変革が起きています。そのような中、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症への対応において、行政のデジタル化・オンライン化の遅れが浮き彫りとなり、今やDX(デジタル・トランスフォーメーション)(※2)は自治体・民間を含め、日本全体の課題となっています。

- 情報通信技術(ICT)の急速な発展 ⇒ 人と人の結びつきや公共の在り方などの社会構造に大きな影響
- 人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化 ⇒ スマート自治体への転換
 - ・複雑化・高度化する行政需要
 - ・人材・財政的に厳しい制約
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大 ⇒ 生活や働き方に大きな変革
 - ・人の接触や移動に様々な制約(新しい生活様式)
 - ・行政のデジタル化・オンライン化の遅れが浮き彫りに



※1 Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称で、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用したサービスなどのこと。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology. 情報技術)の方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

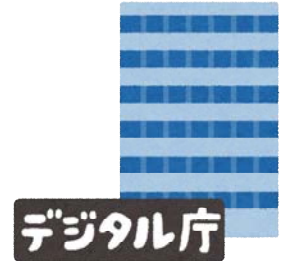
※2 Digital transformationの略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。「Trans」を「X」と略し、一般的に「DX」と表記される。



1 背景・目的

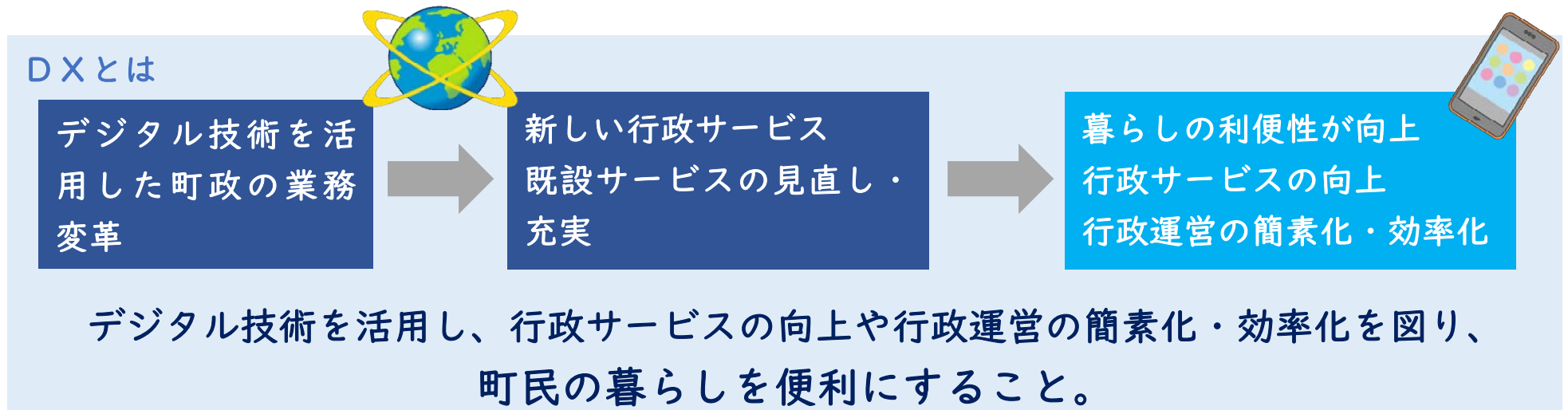
■国の動向

- デジタル・ガバメント(※1)実行計画の閣議決定(2020年12月25日)
- 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(※2)の策定(2020年12月25日)
- デジタル庁の創設(2021年9月1日)



■中之条町DX推進計画

こうした社会情勢の変化を踏まえ、SDGs(※3)への取り組みやデジタル技術の積極的な活用によるDXを図ることで、「持続可能なまちづくり」を目指し、中之条町DX推進計画を策定しました。



※1 デジタル技術を活用しながら行政サービスを見直し、社会問題の解決や経済成長を実現するための政府の取組のこと。デジタル・ガバメント実行計画に基づき推進することとしている。

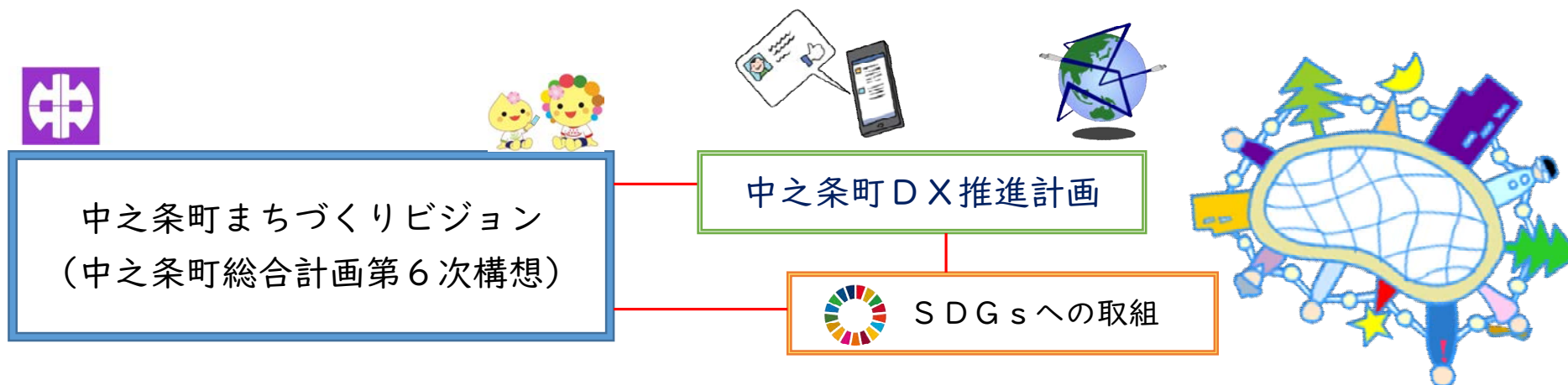
※2 総務省が策定し、デジタル・ガバメント実行計画に記載された各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化したもの。

※3 Sustainable Development Goalsの略。持続的開発目標。持続可能な開発のために国連が定める国際目標で、17の世界的目標・169の達成基準・232の指標のこと。

2 計画の位置づけ・推進期間

■計画の位置づけ

本計画は、最上位計画である「中之条町まちづくりビジョン(中之条町総合計画第6次構想)」をデジタルの側面から推進するための計画として位置付けます。また、「官民データ活用推進基本法」(※)に定める市町村官民データ活用推進計画を兼ねるものとし、総務省策定の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を踏まえた計画とします。



■推進期間

計画の推進に当たっては、国が進める施策との整合・連携を図る必要があることから、総務省策定の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」の対象期間(2021年1月~2026年3月)と同様の2026年3月までを推進期間とし、社会情勢や国の動向などの変化に応じて適宜見直しを行います。

※ 官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする法律のこと。同法第9条第3項に、市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定が努力義務として規定されている。

3 推進体制

■推進体制

「中之条町情報化推進委員会」において、本計画の進捗・管理を行います。各課・所属に「ITリーダー」を選任するとともに、推進に必要な研修受講などによるスキルアップを図り、専門的知見からの助言ができる外部人材の活用検討を含め、所属や所管業務にとらわれない推進体制を構築します。

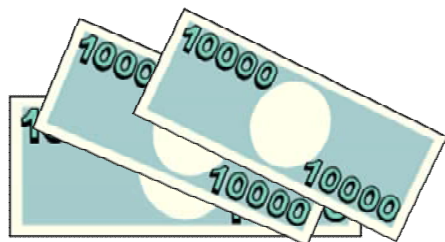
■推進手法

「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に向けて、当町の実情を踏まえた目標を設定し、前述の推進体制により、本計画に基づく事業を推進します。

また、社会情勢や技術の発展などの急速な変化に対しては、本計画が形骸化することも想定されることから、状況の変化を的確に観察し、変化に応じて計画を見直すなど、臨機応変に対応します。

■財政負担の考え方

- ① 既存のシステムや機器などの更新時期を捉え、重複投資がないよう計画的な整備を図ります。
- ② 国の方針などに沿って進める事業と、それ以外の事業を分け、計画的に事業を進めます。
- ③ 国の補助金などを有効活用し、費用負担の軽減を図ります。



4 計画推進の基本方針

本計画では、次の4つの基本方針を推進し、課題に対応するデジタル技術の活用を進め、「利用者の視点」・「業務効率化の視点」を踏まえた業務の見直しを行います。

*国の重点取組事項

【方針1】 町民の暮らしの利便性向上

- (1) 行政手続のオンライン化*
- (2) マイナンバーカードの普及促進*
- (3) 行政サービスの向上



【方針2】 行政運営の簡素化・効率化

- (1) 基幹系情報システム(※1)の標準化・共通化*
- (2) AI(※2)・RPA(※3)の利用推進*
- (3) 内部情報系システム(※4)の合理化・適正化
- (4) テレワーク(※5)の推進*
- (5) ペーパーレス推進のための庁内環境整備

【方針3】 地域社会の活性化

- (1) デジタルデバイト(※6)対策
- (2) オープンデータ(※7)の推進
- (3) 地域社会のデジタル化の推進



【方針4】 DXに対応したセキュリティ対策

セキュリティ対策の徹底*



※1 住民記録、地方税及び福祉など、自治体の主要な業務を処理するシステムのこと。

※2 Artificial Intelligence の略。人工知能。学習・判断といった人間の知能のもつ機能を備えたコンピュータシステムなど。

※3 Robotic Process Automation の略。ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。定型的な事務処理を自動化することにより、業務効率化を図る。

※4 人事給与や財務会計、情報共有など、庁内における事務処理の効率化を図るためのシステムのこと。

※5 在宅勤務などICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

※6 パソコンやインターネット等を使える人と使えない人との間に生じる情報格差のこと。

※7 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネットなどを通じて容易に利用(加工、編集、再配布など)できるよう公開されたデータのこと。



方針 1-(1) 行政手続のオンライン化【国の重点取組事項】

■現状と課題

オンラインによる行政手続は、マイナポータル(※1)内の「ぴったりサービス」(※2)(汎用的電子申請システム)等を活用していますが、使いやすさや他のシステムとの連携が図れていない面があるなどの課題があります。

また、町が取り扱う行政手続は、押印省略による簡素化が進んでおりますが、書面・対面を前提としたルールや業務プロセスにより、オンライン化が進んでいない状況です。

■今後の取り組み

- 「ぴったりサービス」の課題解消に向けて、システム上の連携などについて改善を図ります。
- 「中之条町デジタル窓口」を開設し、使いやすく暮らしに繋がる行政手続のオンライン化を進め、オンライン化を前提としたルール整備と業務改革に取り組みます。
- 本人確認の認証レベルに応じた他の汎用的電子申請システムとの役割を整理した上で、処理件数が多い手続や業務効率化の効果が高い手続などの業務を精査し、行政手続のオンライン化を順次拡大します。



■成果目標 ■ 申請などの行政手続オンライン化の更なる推進



※1 政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政手続のオンライン申請や行政機関からのお知らせなどを確認できるポータルサイトのこと。

※2 マイナポータルの機能の1つで、子育てに関する手続をはじめとして、様々な申請や届出をオンライン上で行うことができるサービスのこと。



方針 1-(2) マイナンバーカードの普及促進【国の重点取組事項】

■現状と課題

マイナンバーカードは、オンライン上で本人確認を可能とする電子証明書(※1)を搭載することができるデジタル社会の基盤となるものです。マイナンバーカード交付円滑化計画(※2)に基づき、マイナンバーカードについての周知・啓発を行っておりますが、普及率は伸び悩んでいます。国の普及促進施策により関心が高まっていますが、今後も町民が交付申請を行える環境や利活用の拡充に努める必要があります。

○マイナンバーカードの人口に対する交付枚数率 34.8% (令和4年1月1日時点)



■今後の取り組み

○マイナンバーカードの利用方法などの周知や交付申請の支援に取り組むとともに「ぴったりサービス」によるオンライン申請手続を拡充するなど、交付から利活用まで様々なニーズに対応するよう取り組むとともに、情報収集や国の動向に注視し、適切なサービス提供を図ります。

○住民票などの「コンビニ交付サービス」を導入し、利活用の拡充及び利便性の向上に取り組めます。



■成果目標 ■ 2022(令和4)年度までにマイナンバーカードが行き渡ることを目指す

2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
マイナンバーカードの普及促進				
		コンビニ交付サービス開始など利活用の推進及び新たな利活用の検討・実施		

※1 信頼できる第三者(認証局)が間違いなく本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書の代わりとなるもの。

※2 マイナンバーカードの普及促進に向け、申請の目標値や受付体制の整備などについて記載した計画。

方針 1-(3) 行政サービスの向上

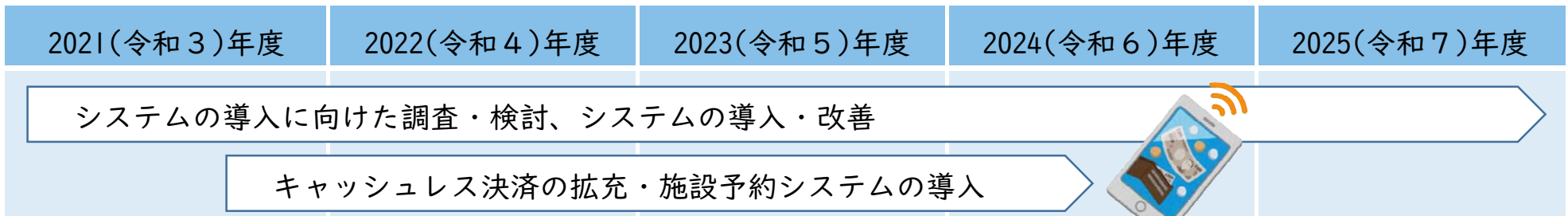
■現状と課題

住民票などの証明書交付手数料や公共施設を利用する際の使用料などの納付手続は、窓口による現金での対応が多く、また、施設予約についても空き状況の問合せや予約などが窓口や電話での対応となり、開庁時間内のみでの予約が課題となっています。証明書発行などの申請手続や記入方法などの問合せについても、窓口や電話での対応となり、原則、開庁時間内に限られています。町民の生活スタイルや働き方の多様化に合ったニーズに対応する選択肢の拡充が求められています。

■今後の取り組み

- 手数料などのキャッシュレス決済(※1)の拡充
- 様々な手続が来庁しなくても行えるように整備を進め、「中之条町デジタル窓口」から、施設予約などをオンラインで行えるように整備します。
- AIチャットボット(※2)や自動応答サービスの導入に向けた調査や検討に取り組みます。

■成果目標 ■ キャッシュレス決済の拡充や施設予約などのシステムの導入



※1 現金を使用せずに支払いを行うこと。クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済などの様々なサービスがある。

※2 「チャット」(ネットワークを介したリアルタイムのやり取り)と「ロボット」を組み合わせた造語で、テキストや音声を通じて、自動的に会話するプログラムのこと。



方針 2-(1) 基幹系情報システムの標準化・共通化【国の重点取組事項】

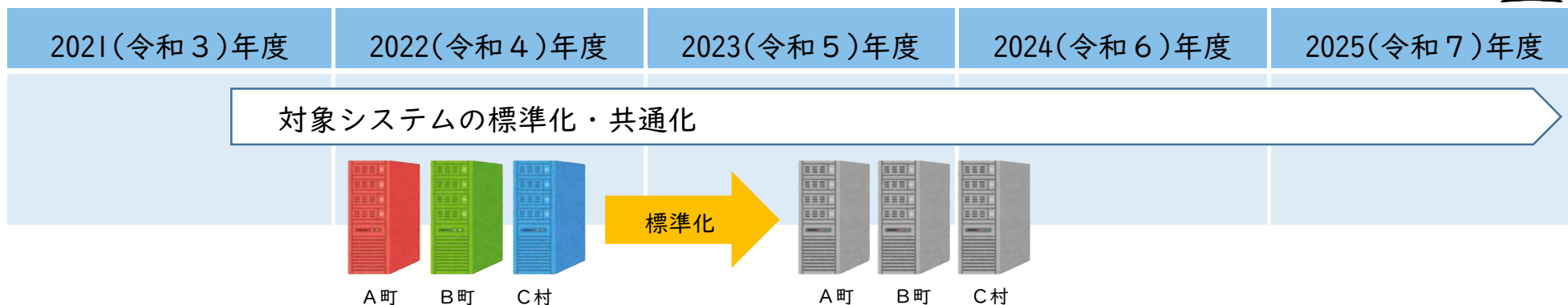
■現状と課題

全国の自治体における基幹系情報システムは、これまで各自治体が独自に発展させてきた結果、システムの発注や維持管理、制度改正による改修など、個別に対応しなければならないことが課題となっています。ガバメントクラウド(※1)の活用に向けた検討を踏まえ、標準化対象システムについては、標準仕様に準拠したシステムに移行しなければなりません。

■今後の取り組み

○国から示された手順書・仕様書に基づき、基幹系情報システムの標準化・共通化に取り組みます。今後、システム事業者の標準化に向けた開発状況や移行費用などの情報収集を行い、近隣町村と連携の上、適正にシステム移行を行います。

■成果目標 ■ 2025(令和7)年度までに対象システムの標準化・共通化



※1 政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。クラウドとは、データサービスやインターネット技術などが、ネットワーク上にあるサーバー群(クラウド(雲))にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態のこと。

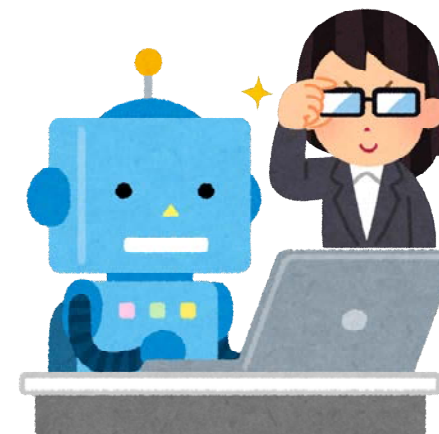
方針2-(2) AI・RPAの利用推進【国の重点取組事項】

■現状と課題

人口減少により、今後、町職員の減少も見込まれます。事務事業の立案や計画策定などの政策的な業務やコミュニケーションを必要とする業務など、本来注力すべき業務に配置するため、業務のあり方そのものを改善する必要があります。AIやRPAなどのデジタル技術は、業務を改善する有効なツールであり、持続可能な行政サービスの提供を続けていくため、積極的な活用を図る必要があります。

■今後の取り組み

- 国が策定したAI・RPA導入ガイドブックなどを参考に、計画的な導入・活用に取り組みます。
- 最先端技術の導入についても、持続可能な行政サービスの提供を実現するため、調査・検討を行います。



■成果目標■ AI・RPAなどの導入による業務効率化

2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
調査・検討・調整				
		AI・RPAなどを活用した業務改善		

方針 2-(3) 内部情報系システムの合理化・適正化

■現状と課題

退勤管理、サービス管理及び庁内連携（コミュニケーションツール）などの町役場における庁内の事務で、電子化されていないものや電子データがあっても情報連携を行えていないものがあり、紙に手書きで書き込んで提出する、再度データ入力を行うなど、業務に係る作業負担を合理化・適正化する業務改善が課題となっています。

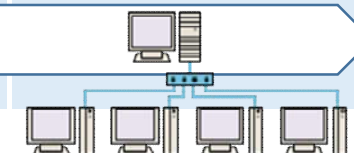
■今後の取り組み

○これまで所属ごとに散在していた紙媒体や電子データで共有できる情報を集約し、共有できるデータ形式の統一化や各担当が同一のシステムにデータ入力を行えるようにするなど、全ての職員が容易に使用できる仕組みやシステム導入の検討を行い、業務効率化を図ります。



■成果目標 ■ 内部情報系システムや情報共有による業務の合理化・適正化

2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
内部調査・調整、内部情報系システムの導入や仕組みづくりによる合理化・適正化				



方針2-(4) テレワークの推進【国の重点取組事項】

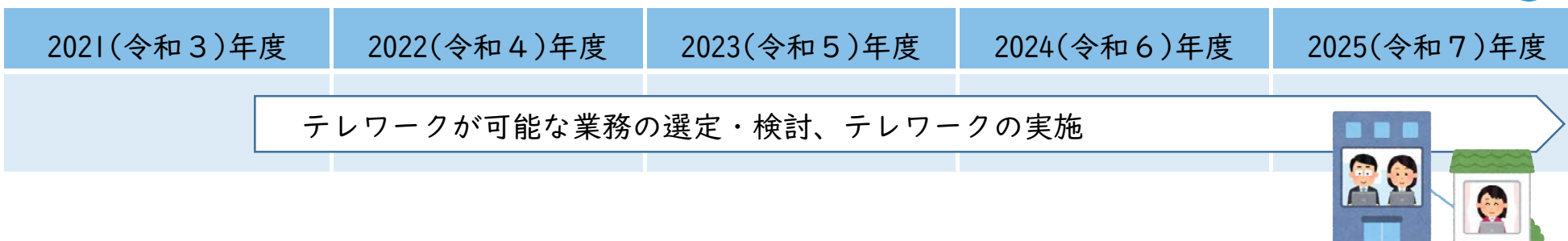
■現状と課題

テレワークはICTを活用することで、時間や場所を有効的に活用できる柔軟な働き方であり、多様な働き方を実現できる「働き方改革」を進めることができます。テレワークの活用により業務効率化が図れることで、行政サービスの向上にも効果が期待され、感染症対策においても、感染拡大の未然防止や行政機能維持のために有効な手段となっています。

■今後の取り組み

- テレワークが可能な業務を見極めた上で試行を行い、早期実現に向けた検討を行います。検討に当たっては、テレワークの目的を明確化し、業務上、労務管理上及びセキュリティ上の課題を整理し、業務のプロセスや考え方、コミュニケーションの取り方及び会議資料の大量印刷など従来の業務の見直しに取り組みます。
- セキュリティや「ネットワークの三層分離」(*)の対応、職員が使用する端末の仕様及び接続回線など、テレワークを実施するための課題解決に取り組みます。

■成果目標 ■ テレワークの実施



※ 個人番号及び個人情報を利用する業務、自治体を維持するための業務、インターネットの接続を必要とする業務やサービスのように、利用するデータの保管やシステムの構築されている領域と実際にサービスを提供する部分の領域、または外部インターネットとの接続を分離してセキュリティ性を高める仕組みや考え方のこと。

方針 2-(5) ペーパーレス推進のための庁内環境整備

■現状と課題

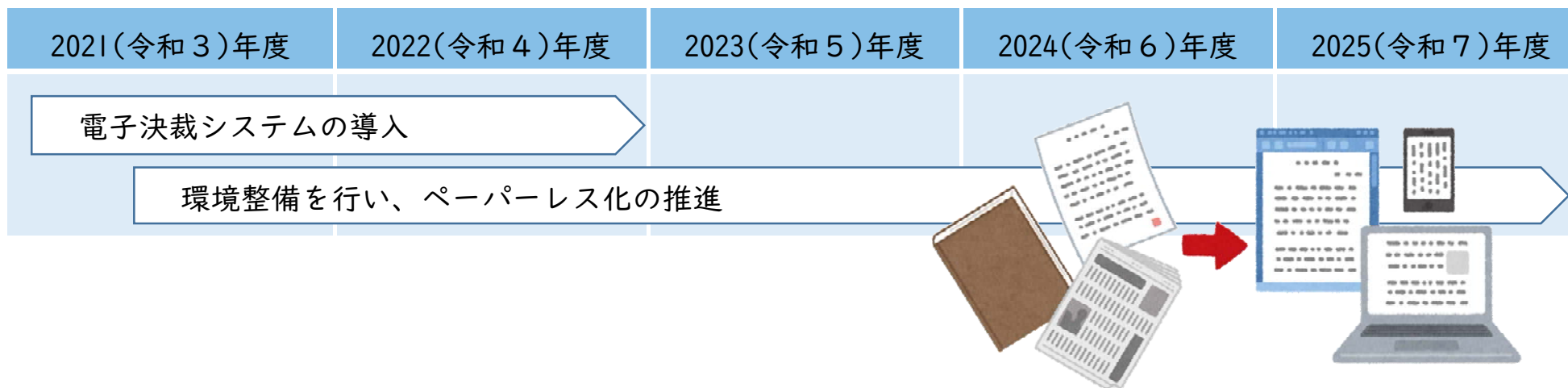
文書は紙媒体を中心とした事務処理を行っており、煩雑な事務処理、決裁の非効率、大量の紙の印刷・消費、文書保管スペースの確保及び文書廃棄などの課題があります。

■今後の取り組み

- 庁内の紙使用量削減や業務効率化のため、文書管理システムと連携した電子決裁システムを導入します。
- 電子決裁、オンライン会議及びペーパーレス会議を推進し、ノートパソコンやタブレット端末などの導入による業務改善を図り、ペーパーレス化が実現できる環境の整備を進めます。



■成果目標 ■ 電子決裁システム導入、ペーパーレス化への環境整備



方針3-(1) デジタルデバイス対策

■現状と課題

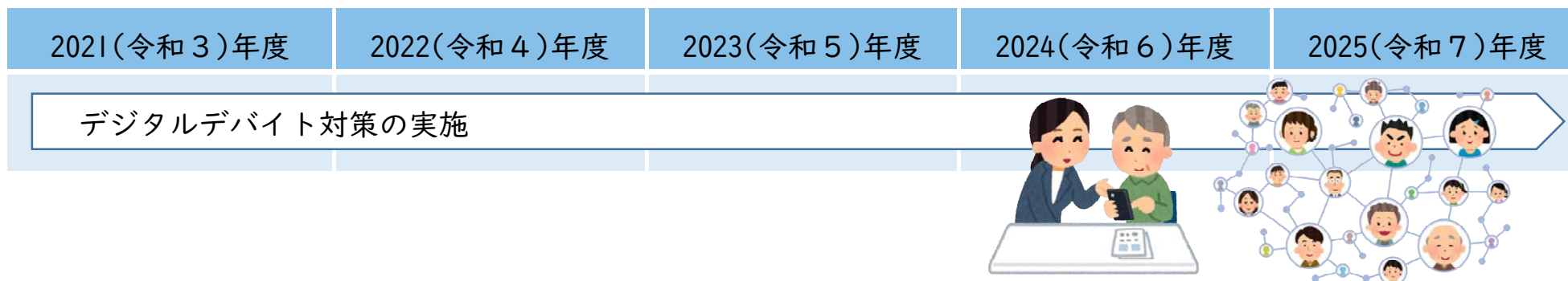
「誰一人取り残さない」デジタル化の実現に向けて、全ての町民がデジタル化の恩恵を受けられる環境の整備に取り組む必要があります。そのためには、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるUI※（ユーザーインターフェース）のシステムによるサービスなど、利用者にやさしいデジタル行政サービスを実現することが重要です。

■今後の取り組み

- オンラインによる行政手続・サービスの利用方法について、他の自治体や民間事業者などと連携し、講座などの開催やデジタル機器などの操作支援・相談対応を行うなど、きめ細かなデジタル活用支援に取り組みます。
- 誰でもわかりやすく、容易に画面操作が行えるよう、デジタル機器の導入を図ります。



■成果目標 ■ デジタルデバイス対策の実施



※ User Interfaceの略。利用者とサービスとのインターフェイス（接点）のこと。見た目や使いやすさのこと。

方針 3-(2) オープンデータの推進

■現状と課題

町では、AED設置箇所、観光施設など、オープンデータ化を推進しているところですが、政府が公開を推奨するデータセットの全てのオープンデータ化が行えていないことが課題となっています。

■今後の取り組み

○オープンデータは、民間事業者などによるアプリ開発や行政効率化などの利活用が図れるため、引き続き、地方公共団体向けのガイドライン・手引書などを参考に、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に推進します。



推奨データ基本編 14 項目

- 1 AED 設置箇所一覧
- 2 介護サービス事業所一覧
- 3 医療機関一覧
- 4 文化財一覧
- 5 観光施設一覧
- 6 イベント一覧
- 7 公衆無線 LAN アクセスポイント一覧
- 8 公衆トイレ一覧
- 9 消防水利施設一覧
- 10 指定緊急避難場所一覧
- 11 地域・年齢別人口
- 12 公共施設一覧
- 13 子育て施設一覧
- 14 オープンデータ一覧

■成果目標 ■ 推奨データセット基本編 14 項目のオープンデータ化

2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
行政データのオープンデータ化				



方針方針 3 - (3) 地域社会のデジタル化の推進

■現状と課題

ICTの急速な発展、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の拡大など、変化する社会情勢にいち早く対応する必要がある、災害に強く、地域活性化のツールとしても有効な公衆無線LANを公共施設などに整備することが求められています。社会全体のICT化が進む中、児童・生徒や事業者などに対し、環境整備や情報発信などにより、デジタル化の推進の支援を行う必要があります。

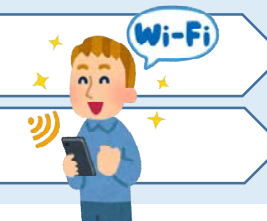


■今後の取り組み

- 公共施設などへの無線LAN導入を推進し、広く町民が利用できるよう整備を図ります。
- 様々な分野でデジタル技術を活用することにによる、快適で安心な地域社会の形成を推進します。
- 児童・生徒の情報活用能力の向上やICTを取り入れた効果的・効率的な授業による学習効果の向上を目指すため、引き続きGIGAスクール構想(※)を推進します。
- 国や県などから最新情報を、スピーディーに発信するなど中小企業などへのDX推進のサポートを行います。

■成果目標 ■ 公衆無線LAN環境の整備、GIGAスクール構想の推進

2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
公衆無線LAN環境の整備、GIGAスクール構想の推進				
中小企業のサポートなど地域社会のデジタル化の推進				



※ 「GIGA」とは「Global and Innovation Gateway for All」の略。2019年12月に文部科学省が打ち出した計画のこと。創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させることを目的にしたもので、教育分野のICT化を推進するもの。

方針4 セキュリティ対策の徹底【国の重点取組事項】

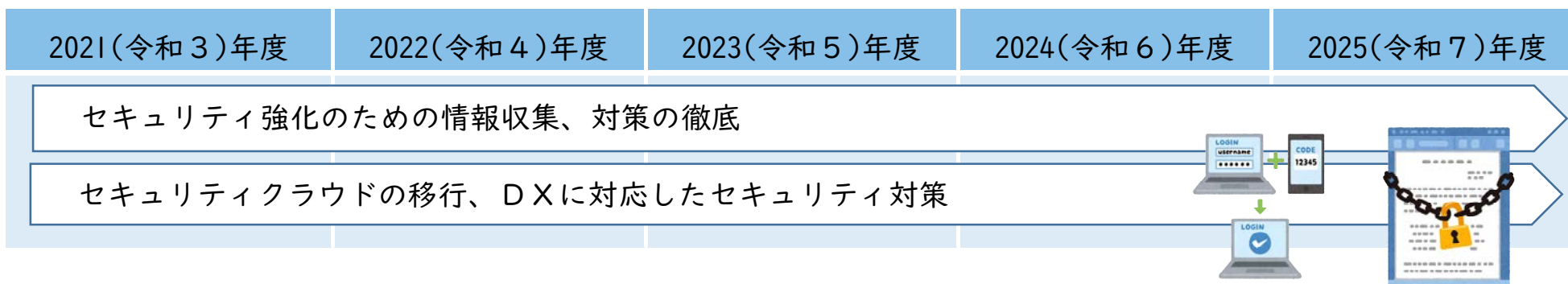
■現状と課題

「ネットワークの三層分離」により、情報セキュリティの強じん化に取り組んでいますが、行政手続のオンライン化、テレワーク及びクラウド化など新しい生活様式に対応していくため、更なるセキュリティ強化が必要となっています。

■今後の取り組み

- セキュリティ強化のため、群馬自治体情報セキュリティクラウドに参加するとともに、DXに対応したセキュリティ対策を行います。
- 情報セキュリティポリシー(※)を適宜見直し、情報セキュリティ対策を徹底します。
- 職員がデジタル行政に対応できるように、セキュリティ、DX及びデジタル支援研修を計画的に行います。

■成果目標 ■ セキュリティ対策の徹底



※ 企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。情報セキュリティポリシーには、組織全体のルールから、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用規定、基本方針、対策基準などが具体的に記載されている。